

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代
育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和43年大磯町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第1条の3第7項中「第4条第3項第2号ただし書」を「第13条の2第2項第1号ただし書」に改める。

附則第2条第5項中「第4条第2項第2号ただし書及び第3項第2号ただし書」を「第13条の2第1項第1号ただし書及び第2項第1号ただし書」に改める。

(大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 大磯町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年大磯町条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 損害補償(第4条～第25条)

第3章 雑則(第26条～第30条)

附則

第15条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条中「3箇月」を「3か月」に改める。

第24条第1項及び第2項中「責」を「責め」に改める。

第26条の見出し中「申立」を「申立て」に改める。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄